

令和7年度答申第52号

令和7年10月31日

諮問番号 令和7年度諮問第103号（令和7年10月3日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、母のA（以下「母A」という。）は日本赤十字社救護看護婦として死亡したとして、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号（令和7年法律第18号による改正（同年4月1日施行）前のもの。以下同じ。））。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、母Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、母Aは日本赤十字社救護看護婦としての軍属の身分を有していたものとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支

給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法 2 条 1 項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和 2 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 2 7 年法律第 1 2 7 号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者で、基準日において日本の国籍を有しているものをいうと規定している。

ウ 特別弔慰金支給法 2 条 2 項は、同項各号に掲げる者は、同条 1 項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定し、同条 2 項 1 号には、死亡した者が昭和 1 6 年 1 2 月 8 日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者が掲げられている。

（2）遺族援護法関係

ア 遺族援護法 2 条 1 項は、この法律において、「軍人軍属」とは、同項各号に掲げる者をいうと規定し、同項 2 号には、「もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員」が掲げられている。

イ 遺族援護法 3 条 1 項は、この法律において、「在職期間」とは、同項各号に掲げる期間をいうと規定し、同項 2 号には、遺族援護法 2 条 1 項 2 号に掲げる者については、昭和 1 2 年 7 月 7 日以後、事変地又は戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和 2 0 年 9 月 2 日以後引き続き海外にあって復員するまでの期間が掲げられている。

そして、遺族援護法 3 条 2 項は、同条 1 項 2 号から 4 号までに規定する事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であった期間は、政令で定めると規定している。

ウ 上記イの委任を受けて、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和 2 7 年政令第 1 4 3 号。以下「遺族援護法施行令」という。） 1 条の 4 第 1 項は、遺族援護法 3 条 1 項 2 号及び 4 号に規定する事変地の区域及びその区域が事変地であった期間について、事変地の区域「中国（満洲を含み、台湾並びに英国租借地である九龍半島及び香港を除く。）及びその沿海」が事変地であった期間は「昭和 1 2 年 7 月 7 日から昭和 1 6 年 1 2 月 7 日まで」と規定している。

そして、「日本赤十字社救護員に関する戦傷病者戦没者遺族等援護法上

の取扱いについて」（昭和47年6月26日付け援発第666号厚生省援護局長通知。以下「本件局長通知」という。）は、日本赤十字社救護員（救護医員、救護調剤員、救護主事、救護書記、救護看護婦長、救護看護婦、通訳、使丁等）に関する遺族援護法上の取扱いについて、遺族援護法施行令1条の4第1項に規定する事変地のうち、昭和47年法律第39号による遺族援護法の改正により新たに拡大された事変地（新事変地）の区域（注：C地）において、もとの陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した日本赤十字社救護員については、遺族援護法2条1項2号に規定する軍属として取り扱うものであると定めている。なお、その他の看護婦については、特段の定めをしていない。

エ 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

オ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（遺族援護法24条1項の規定により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする規定している。

カ 遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 母Aは、明治38年a月b日、出生し、昭和10年12月27日、D（以下「父D」という。）と婚姻した。父Dと母Aの間には、昭和9年c月d日に長女として審査請求人が、昭和10年e月f日に長男（除籍謄本では長女と記載）としてE（以下「弟E」という。）が、それぞれ出生した。

（除籍謄本（戸主：F）（以下「本件除籍謄本」という。）、戸籍全部事項証明（審査請求人））

- (2) 父Dは、昭和11年2月17日に、弟Eは、同年12月14日に、それ

ぞれ死亡した。

その後、母Aは、昭和15年9月9日、C地G病院で死亡した。なお、母Aの死亡時の職業は、「看護婦」であった。

(本件除籍謄本、母Aの死亡届)

- (3) 審査請求人は、令和3年8月13日、住所地のH市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、母Aに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (4) 処分庁は、令和6年2月2日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法第2条第1項第2号に規定する日赤救護員(日本赤十字社救護看護婦)としての軍属の身分を有していたものとは認められません。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

- (5) 審査請求人は、令和6年4月8日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和7年10月3日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

母Aは、日本赤十字の従軍看護婦としてC地で働いていた。母Aは、審査請求人が3歳くらいの頃(昭和12年、13年頃)召集され、C地へ行った。I地に戻ることなく、C地で死亡している。死因は、戦時中、C地で流行病による病死。

日本赤十字社救護員としての軍属の身分だけで認められない点に不服があり、以下の理由により、本件却下処分の取消しを求める。

母Aが当時3歳だった審査請求人と離れ、自らC地へ渡ることは考えられない。C地へ渡り、軍人が負傷した手当てや流行り病の看病をする中で母も感染し死去した。その証拠として、軍幹部である、特命全権大使であるJ氏が死亡届を受理していることは間違いない事実。上記の理由により国の指示

でC地に渡り死亡したことは間違いない。日本赤十字社救護看護婦だけの身分だけでなく、他の看護団体からの派遣も徹底的に調べることを強く望む。何卒、今一度徹底的な調査、確認をお願いする。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人が基準日（令和2年4月1日）において特別弔慰金支給法の支給対象となる戦没者等の遺族に該当するためには、母Aが、遺族援護法2条に規定されている軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められることが必要である。
- 2 審査請求人から提出された資料について確認すると、本件除籍謄本、令和3年8月13日付けH市長証明の審査請求人の戸籍謄本、令和4年5月25日付けK地方法務局L支局長証明の母Aの死亡届及び写真1葉が提出されているが、その他の資料は提出されていない。

次に、処分庁から提出された資料について確認すると、処分庁がH市を通じて審査請求人宛てに補正を求めた死亡者等情報が提出されているが、記載内容を確認すると、昭和15年9月9日にC地M地において死亡した母Aの死因は「戦時中C地で流行病による病死」、「赤十字の従軍看護師としてC地で働いていた。娘の審査請求人が3歳くらいの頃（昭和12年、13年頃）召集されC地へ行った。I地に戻ることなくC地で死亡している。」との申立てが記載されている。なお、同様に審査請求人に補正を求めた写真1葉については、「昭和12、13年頃母Aと同時期に召集された方（Nさんと呼ばれていた）おそらくC地へ行く前に撮られたものと思われる。」と記載されている。

続いて、弁明書によれば、処分庁は、処分庁保管の

- ① 陸軍兵籍簿（H）
- ② 陸海軍人軍属調査票（H）
- ③ 準軍属調査票（H）
- ④ 本籍地名簿（H）
- ⑤ 臨時軍人軍属届（H）
- ⑥ 身上申告書（北方部隊）
- ⑦ 引揚者特別交付金請求者名簿（遺族・H）
- ⑧ 会員名簿 元陸海軍従軍看護婦の会 昭和55年2月現在
- ⑨ 旧陸海軍看護婦調査対象者名簿（その一）（陸軍の部—北方地域）昭和

5 5年5月厚生省援護局

- ⑩ 旧陸軍従軍看護婦有資料者名簿 昭和56年4月厚生省援護局
- ⑪ 陸海軍従軍看護婦名簿
- ⑫ 陸海軍従軍看護婦慰労金請求書送付綴
- ⑬ 旧陸海軍看護婦実態調査
- ⑭ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に該当する日本赤十字社救護員名簿（S 48年4月厚生省援護局援護課）

を調査したが、母Aについて確認できる資料はなかったと記載されている。

さらに、弁明書によれば、処分庁は、日本赤十字社O支部宛てに母Aについて照会したところ、同支部から同支部保管の資料を調査したが母Aに関する記載はないとの回答を得たと記載されている。

- 3 上記2の記載内容を踏まえ、遺族援護法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人は、提出された戸籍書類から、母Aの子であることが確認できる。

次に、母Aの身分等について確認すると、審査請求人から提出された「死亡届」の記載内容から、母Aは昭和15年9月9日にC地G病院において死亡しており、死亡当時の職業は看護婦との記載が確認できる。

この点について、母Aが遺族援護法2条1項2号に規定する軍属（部内有給軍属）として処遇されている日本赤十字社救護員、同号に規定する陸海軍所属の有給の看護婦（雇員、よう人）に該当するかについて確認すると、上記の審査請求人から提出された資料、処分庁提出資料及び処分庁が調査した日本赤十字社O支部保管資料、加えて厚生労働省社会・援護局保管の資料のうち、旧陸海軍人事関係資料を調査するも、母Aに関する記録はなく、母Aが日本赤十字社救護員であったこと及び陸海軍所属の有給の看護婦（雇員、よう人）であったことは確認できない。

さらに、上記の旧陸海軍人事関係資料から、母Aが遺族援護法2条に規定する軍人、陸海軍所属の有給の看護婦以外の軍属及び準軍属に該当することも確認できない。

- 4 以上のとおり、母Aは遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められないことから、審査請求人は、特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

- 5 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから

棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件請求の受付（住所地）：令和3年8月13日

本件請求の受付（処分庁）：同年11月5日

（住所地による受付から約3か月）

厚生労働省社会・援護局宛ての照会

：令和4年6月1日

処分庁宛ての回答の受付：令和5年12月14日

（処分庁による照会から約1年6か月半）

本件却下処分：令和6年2月2日

（本件請求の処分庁による受付から約2年3か月）

審査請求の受付：同年4月8日

審理員意見書の提出：同年8月5日

本件諮問：令和7年10月3日

（審理員意見書の提出から約1年2か月、本件審査請求の受付から約1年6か月）

- (2) そうすると、本件では、処分庁において、本件請求の受付から本件却下処分までに約2年3か月もの長期間を要している。このうち、約1年6か月半は、処分庁からの照会（父D及び母A）に対し厚生労働省社会・援護局が回答をするのに要した期間であるが、その回答内容は、①父Dについては、海軍軍人としての在職期間は、満洲事変（昭和6年9月18日から昭和12年7月6日）前の昭和6年5月31日の現役満期までであることから特別弔慰金の支給対象とはならないというものであり、②母Aについては、提出された法務局保管の死亡届の職業欄の記載は「看護婦」のみであり、他に母Aが日本赤十字社救護看護婦であったことを裏付ける資料等

の提出はなく、母Aが遺族援護法2条1項2号に規定する軍属であったと認めることは困難であるというものであるから、照会に対する回答については、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、本件では、審査庁において、審理員意見書の提出から本件諮問までに約1年2か月もの長期間を要しているが、特段の理由があったとは認められないから、審査庁においては審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 本件では、看護婦であったとされる母Aが、軍属として取り扱われる日本赤十字社救護員であったか否かが問題となっている。

- (2) 遺族援護法2条1項2号には、軍属として、「もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉦員」が掲げられ(上記第1の1の(2)のア)、遺族援護法施行令1条の4は、事変地の区域及びその区域が事変地であった期間として、昭和12年7月7日から昭和16年12月7日までの期間のC地を規定している。そして、本件局長通知は、上記の事変地の区域において、「もとの陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した日本赤十字社救護員については、遺族援護法2条1項2号に規定する軍属として取り扱うものとする」と定め、その他の看護婦については、特段の定めはしていない(上記第1の1の(2)のウ)。

そうすると、上記区域及び期間において死亡し看護婦であったとされる母Aについては、陸海軍部内の有給の看護婦(雇員、よう人)又は日本赤十字社救護員であった場合、遺族援護法2条1項2号で規定する軍属として取り扱われることとなる。

- (3) そこで、母Aに係る記録について検討する。

ア まず、母Aの死亡届には、「所在」は「C地M地P」、「職業」は「看護婦」、「死亡ノ時」は「昭和拾五年九月九日午後六時貳拾分」、「死亡ノ場所」は「C地G病院」と記載されている。また、本件除籍謄本には、「昭和拾五年九月九日午後六時貳拾分C地M地ニ於テ死亡」と記載されている。

イ 処分庁は、処分庁が保管する資料(①陸軍兵籍簿(H)、②陸海軍人軍属調査票(H)、③準軍属調査票(H)、④本籍地名簿(H)、⑤臨

時軍人軍属届（H）、⑥身上申告書（北方部隊）、⑦引揚者特別交付金請求者名簿（遺族・H）、⑧会員名簿 元陸海軍従軍看護婦の会 昭和55年2月現在、⑨旧陸海軍看護婦調査対象者名簿（その一）（陸軍の部—北方地域）昭和55年5月厚生省援護局、⑩旧陸軍従軍看護婦有資料者名簿 昭和56年4月厚生省援護局、⑪陸海軍従軍看護婦名簿、⑫陸海軍従軍看護婦慰労金請求書送付綴、⑬旧陸海軍看護婦実態調査、⑭戦傷病者戦没者遺族等援護法に該当する日本赤十字社救護員名簿（S48年4月厚生省援護局援護課））を調査したが、母Aについて記載のある記録はなかった。

ウ 処分庁が日本赤十字社O支部に対して母Aについて調査を依頼したところ、同支部からの回答は、①保管している資料（戦時招集状、救護員名簿、救護員戦時名簿、救護員編成名簿等）を調査したが、母Aに係る記載はない、②「Q」の昭和12年から同20年派遣救護班調べには、日本赤十字社O支部から配属先がC地等の記載はない、③Bの殉職救護員の記録に母Aの記載はないというものであった。

エ さらに、審査庁は、厚生労働省保管の、旧陸海軍から引き継いだ、援護年金の支給や戦没者の慰霊事業等のための履歴証明業務等に使用している戦没者等援護関係資料において、母Aの氏名、生年月日、本籍地等の情報が存在しないか確認したが、母Aに係る記録は見当たらなかった（令和7年10月17日付けの審査庁の事務連絡・記の質問3の回答）。

オ 以上によれば、看護婦であった母Aが、「もとの陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した日本赤十字社救護員」であったとは認められず、遺族援護法2条1項2号に規定する軍属であると認めることはできない。そして、上記イ及びエによれば、母Aが、もとの陸軍又は海軍部内の有給の看護婦であったことも確認できないし、遺族援護法2条に規定する軍人や準軍属に該当することも確認できない。

したがって、審査請求人については、母Aに係る弔慰金を受ける権利を取得した者に当たると認めることはできない。

（4）審査請求人は、母Aは、日本赤十字の従軍看護婦としてC地で働いていた、（昭和12年、13年頃）召集され、C地へ行った、国の指示でC地に渡ったと主張する（上記第1の3）。

しかし、審査請求人は、上記の主張を的確に裏付ける資料を提出していないし、上記（3）のとおり、母Aが日本赤十字社救護員であったことを

確認できないので、審査請求人の上記の主張は採用することはできない。

また、審査請求人は、日本赤十字社救護看護婦だけの身分だけでなく、他の看護団体からの派遣も調べることを主張するが、母Aが死亡した時期に事変地の区域であるC地において、日本赤十字社救護員は軍属として取り扱うと定められているものの、その他の看護婦については特段の定めはないので（上記第1の1の（2）のウ）、審査請求人の上記の主張は採用することはできない。

（5）上記（2）から（4）までで検討したところによれば、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美